



平成 27 年 7 月 30 日

流山市長 井崎 義治 様

流山市国民健康保険運営協議会
会長 秋元篤司



平成 28 年度国民健康保険料の見直しについて（答申）

平成 27 年 6 月 22 日付け流国第 407 号で諮問のあったこのことについて、下記のとおり答申します。

記

1 はじめに

流山市国民健康保険運営協議会は、平成 27 年 6 月 22 日に市長から平成 28 年度国民健康保険料の見直しについて諮問を受け、これまで 3 回にわたり、流山市国民健康保険の財政状況、今後の財政見込、一般会計からの繰入金の状況及び近隣市との比較・分析等により、現状と課題を把握しながら慎重に審議を行いました。

2 審議結果

（1）見直しの必要性

国民健康保険は、被保険者の高齢化や医療技術の高度化による医療費の増加に加え、後期高齢者支援金や介護納付金の負担が増加する一方で、高齢者や低所得者の加入割合が高く財政基盤が脆弱であり、一般会計からの法定外繰入金が常態化するなど構造的な問題をかかえており、当市も例外ではない状況にあります。

当市の国民健康保険料については、医療費の適正化対策及び保健事業の推進により歳出削減を図り、収納率向上対策等により、歳入の確保に努め、平成 21 年度以降据え置いてきました。

しかし、平成 25 年度決算、平成 26 年度決算見込における一般会計からの法定外繰入金は 4 億円を超え、今後の財政見通しでも更に増加する見込みであり、今後、後期基本計画に基づき、人口増加に対応するための財政支出の増大が予想されるため、国保財政が過度に一般会計からの繰入金に頼ることは、市全体の財政状況に影響を及ぼす懸念があります。

国民健康保険制度は、国民皆保険の中核をなす重要な役割を担っており、将来に渡り持続可能な制度として維持していくことが求められています。

本来、国民健康保険特別会計は、独立採算が原則であり、国民健康保険加入者の受益者負担や公平性の観点からも、国民健康保険に加入

していない市民に、法定外繰入金という形で負担を求めていくことは、理解が得られないところでもあります。

以上のこと踏まえ、平成28年度からの国民健康保険料の引上げを基本とした見直しについて、やむを得ないと結論に達しました。

(2) 国民健康保険料見直しの内容

ア 平成28年度の国民健康保険料の引上げ総額は、現在の後期基本計画における法定外繰入金と平成28年度の財政見通しにおける法定外繰入金の差額である1億4,800万円程度を妥当とします。

イ 引き上げる国民健康保険料の賦課額は、歳入歳出における各賦課額の収支差及び千葉県の定期指導における指導結果を踏まえ、後期高齢者支援金等賦課額及び介護納付金賦課額とし、応能、応益の配分については、低所得者層への配慮と近隣市とのバランスを考慮する必要があります。

ウ 保険料率等については、上記ア及びイを踏まえ、以下の改定額等を提案します。

(ア) 基礎賦課額

据え置きとする。

(イ) 後期高齢者支援金等賦課額

所得割 100分の1.8から100分の2.2とする。

均等割 被保険者一人当たり4,200円から5,500円とする。

(ウ) 介護納付金賦課額

所得割 100分の1.4から100分の1.6とする。

均等割 据え置きとする。

エ 実施時期については、平成28年4月1日とします。

(3) その他

国民健康保険料の改定に当たり、以下の意見を申し添えます。

ア 平成30年度から追加投入される1,700億円の保険者努力支援制度等については、積極的に活用し財源確保に努めること。

イ 負担の公平性の確保のために、収納率向上対策を今後もより一層推進すること。

ウ データヘルス計画の策定など新たな試みを実施し、健康づくりに関連する事業の充実を図りながら、医療費の抑制に努めること。

エ 保険料の見直しについては、ホームページや広報等により、被保険者の理解が得られるよう十分な事前周知をすること。